

国連女子差別撤廃委員会における日本政府レポートの審査について

浅倉 むつ子

女子差別撤廃条約の批准国は、1994年2月現在で131か国になった。この条約を批准した国は、批准後1年以内に第1次レポートを、その後は4年毎に定期レポートを、国連の女子差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women—CEDAW と略される）に提出することを義務づけられている。CEDAW は、締約国会議で選出される世界各国の国籍をもつ23名の委員から構成される。委員はそれぞれ女性問題の専門家という個人の資格で、提出されたレポートの審査を行う。

2 回目の日本レポート審査

今年1月17日から2月4日にかけて、ニューヨークの国連本部で、第13会期の CEDAW が開催された。今回は全部で13か国のレポートが審査対象だったが、その中には、日本政府の第2次レポート（1992年7月に国連に提出）および第3次レポート（1993年11月に国連に提出）の審査が含まれていた。日本にとって今回の審査は、第1次レポートに対する1988年の審査以来、2回目になる。私は、1988年に引き続き、今回もこの審査を傍聴したので、ここにその情報をお届けすることにしたい。

今回の日本に対する審査は、1月27日午後、第248会合で行われた。1会合は3時間しかないもので、時間はきわめて限られている。1次レポ

ート審査と異なって、2次以降の定期レポート審査に関しては、CEDAW は、事前に、委員のコメントと質問表をとりまとめて、審査対象国に提出する。これによって、審査内容の充実と迅速化を図ろうとするものである。今回もそのために、1月10日から14日にかけて pre-session working group が開かれた。

第248会合では、まず、日本政府代表団団長の松原亘子労働省婦人局長が、一般的なイントロダクションを20分ほど行い、引き続きあらかじめ出されていた委員からの質問事項（全部で31項目ほどあった）に沿って回答を行った。これが2時間ほど続いた後（通常、これにはせいぜい1時間ほどがあてられる）、ようやく会場の委員から直接のコメントがなされることになった。しかし、残り時間は20分程度しかなく、とうてい十分ではない。そのために、異例のことながら、翌日午前の第249会合の1時間弱をさらに日本政府レポート審査にあてることになった。第249会合でも、さらに委員からの短いコメントが出されたのち、再度、松原団長から15分程度の回答がなされ、審査は終了した。

厳しい評価

今回の審査では、日本政府に対する評価はかなり厳しかったといえよう。6年前は、多くの質問とコメント全てに手際よく回答した日本政

府には「コンピューターでも持ち込んでいるのか」というジョークが飛び出し、最後は「次のレポートに期待したい」というはなはだ平和的なコメントで終わってしまい、拍子抜けしたものだった。しかし今回は違っていた。審査内容は一段と充実したものだったように思われる。

それに貢献したのは、なんといっても NGO の活動である。6 年前には、日本人の傍聴者は私を含めてたった 4 人だったが、今回は 20 人をこえる女性たちが傍聴に出かけ、さまざまな NGO（民間団体）から 10 にわたるカウンターレポートが委員たちに提出され²⁾、毎日活発にロビー活動も行われた。日本政府レポートの不十分さを補う情報が委員たちに提供されたことによって、委員会の審査内容はより充実した。

審査の中では、まず、レポート提出にあたって NGO と協議が不十分だったのではないかとこの指摘が相次いだ。第 3 次レポートの中では、この報告作成にあたって「各種の女性の団体や研究者の意見を参考にするとともに、その内容について、婦人問題有識者会議出席者に諮った」という叙述があった。しかし、これは CEDAW のかねてからの「NGO との十分な協議」という要請とはほど遠いものであった。NGO の直接の意見を聴取する公開の会合は開かれなかったし、政府レポートに NGO の意見が反映した証拠はみられなかった。その点、委員たちは、NGO からの直接の情報によってその実態を把握し、「日本政府は NGO と十分協議しなかったようだが、NGOこそ日本社会における女性の差別問題について、意識を高めてきたのだ」（ガルシア・プリンス委員）、「日本政府は、NGO の広範囲にわたる知識を大いに有効に利用して、その叡智を摂取すべきだ」（ショップ・シリリング委員）、「日本社会に正義をもたらすためにも、日本で活動している NGO と意見交換を始めることをすすめた

い」（ラムゼイ委員）などと、繰り返し指摘した。

平等を進めるための施策に関しても、興味深い指摘が多い。「均等法は間接差別について規定していないが、他の国の規定などにも学んで、よりよい法律を作るべきだ」（ショップ・シリリング委員）、「日本の男女賃金格差は世界でも最悪であるのに、なぜこれに対する適切な対応をしようとししないのか」（ニコラエバ委員）、「平等に関する北欧のオムブズマン制度を採用する準備はないのか、パートタイムの女性たちの状況、即ち労働組合にも組織されず、社会保険にも加入せず、年金もないという状況を政府はどうしようとしているのか」（メキネン委員）、「条約 4 条におけるアフーマティブアクションが、日本では十分活用されていないのではないか」（トラウィ委員）、「議会などにおいて割当制度を導入する積極的措置を講じるべきだ」（ガルシア・プリンス委員）などのコメントがなされた。

もっとも衝撃的だったのは、アジア女性に関する問題のやりとりだった。実は、条約 6 条（女性の売春からの搾取の禁止）に関する pre-session working group の事前の質問項目の中に、「特別な状況の下で (in particular circumstances) 売春を強制された女性たちに対して、日本政府は補償を行うことを考慮したか」というものがあった。しかし日本代表は、この質問については冒頭のコメントの中で売春防止法の規定を説明したのみだった。これに対して、フィリピンのクイントス・デレス委員から、激しい調子の批判的コメントがなされた。「私は、日本のレポートがアジア人女性の問題にまったく触れていないことに非常に失望した。これは、過去から現在にいたるまでの日本の経済的・政治的状況によって影響を受けている国々の女性の問題である。もし日本が条約の遵守をしよう

国際・国内動向

とするなら、日本女性だけでなく外国人女性の問題にも誠実な対応をすべきである」と述べながら、売春ツアー問題、農村花嫁問題、アジアに対する経済援助によって影響を受けている女性の問題、従軍慰安婦問題などを具体的に示し、「今回、レポートを審査される唯一のアジアの国である日本は、アジアにおけるその地位と影響力にふさわしい対応をなすべきだ」ということを強調した。このコメントに、傍聴席からは思わず拍手がわき、日本人として重要な問題を教えられた気がした。

北京会議に向けて

この条約の履行を確保する国家報告制度は、政府自らが国内での条約の実施状況をレポートにしてCEDAWに提出するものであり、「建設的対話」の場であると説明される。したがって、レポートを通じて、専門家と各国代表がたがいに意見、情報を交換し、問題点を明らかにして、その上で条約の実施を促すという弱い機能しかもっていない。今回の審査でなされた様々な指摘も、それを確実に履行させる強制力をもつものではない。それがいわば国家報告制度の限界だといえよう³⁾。

しかし、だからこそ、NGOの役割は重要である。1988年に一緒に審査を傍聴した山下泰子文京女子大学教授と大脇雅子弁護士（現参議院議員）と私は、この6年の間、審査の経緯や内容を折あるごとに回りの女性たちに伝え続けてきた。4年後に予定されている第3回目の日本政府のレポートの審査にむけて、これからは、今回傍聴した20数名の女性たちが同じことを繰り返してゆくだろう。全国各地で、男女差別撤廃のための国際基準が論議され、伝えられてゆく。条約の精神は草の根の運動を通じて少しずつ日本に浸透する。このことこそ具体的な条約の履

行の確保だともいえよう。

来年の第4回世界女性会議（北京会議）に向けて、いま人権に対する女性の関心は高まっている。今年5月には北京会議への政府レポート提出期限がくる。6月にはジャカルタでアジア太平洋地域会議が行われ、9月にはカイロで人口開発会議がある。10月には東アジア女性フォーラムが日本で予定されている。

いま最大の重要事は、95年までの間に、私たち自身の声を取りまとめて北京会議に反映させることだろう。女子差別撤廃委員会の審査内容はそのためにも有益な情報である。今回のフィリピンの委員の発言を、私たちは真剣に受け止めねばならない。実は従軍慰安婦問題は、「過去」の「気の毒な」アジア女性の問題ではない。「現在」も様々な「暴力」を生みだしている、力の論理が支配する日本社会に住む私たち自身の問題である。このような社会のありようを自分たちの足元から変えていくことが、アジア女性との連帯になる。差別撤廃といっても、男と平等になるだけが選択肢ではないのだから。

（注）

- 1) 1988年の審査に関しては、国際女性の地位協会編『女子差別撤廃条約』（三省堂、1990年）、国際女性の地位協会年報第2号『国際女性'89』（尚学社）を参考のこと。
- 2) カウンターレポートを提出した団体で把握されているのは、次の10の団体である。国際女性の地位協会、日本弁護士連合会、日本からの手紙、商社に働く女性たちの会、女性労働問題研究会、東京強姦救援センター、従軍慰安婦訴訟サポート団体、日本婦人団体連合会、商工中金から男女差別をなくす会、住民票統制裁判交流会。
- 3) 第13会期 CEDAW では、報告制度をより強化するために、各国別最終コメント（conclusive comments）をつける試みがなされた。また、条約に選択議定書（プロトコール）をつけることによって、個人通報制度の新設も検討された。94年3月の第38回国連婦人の地位委員会において、「プロトコールをつけるよう準備すべきである」旨の内容が盛り込まれた女子差別撤廃条約に関する決議案が、コンセンサスで採択された。1994年4月9日国際女性の地位協会主催「国連からのレポート」シンポジウムにおける山下泰子氏、有馬真喜子氏の報告より。

（東京都立大学教授）